

学校体育施設開放事業における学校周辺での喫煙について（平成23年7月20日付通知）

## 1 学校周辺での喫煙について

昨今、受動喫煙による健康被害への対策が強く求められており、学校敷地内での禁煙と併せて、近隣住民、通行者への配慮から学校周辺における喫煙については、近隣住民及び児童生徒への受動喫煙に十分配慮していただくようお願いいたします。（特に集団での喫煙）

## 2 市民からの要望 〈一部抜粋〉

平成22年2月の健康増進法関係通知により、小中学校の構内も全面禁煙となったが、その弊害について、学校近隣住民の立場から苦情を申し入れる。多くの学校施設は、休校日等に施設開放しているが、学校が全面禁煙になってから、利用者が、近隣住宅のすぐ脇で喫煙をするようになり、その煙が住宅に侵入してくるので、新たな受動喫煙に学校近傍の住民は甚だ迷惑している。学校内で喫煙しなければ付近の住民の迷惑になってもいいのか！

学校利用者の迷惑行為の付けを、なぜ付近の住民が背負わなければならないのか、全く納得がいかない。付近の住民に配慮が無い行政措置であり、早急な改善を要求する。

広く公表を希望する。